

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月31日

【会社名】 株式会社資生堂

【英訳名】 Shiseido Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役 魚谷 雅彦
執行役員社長

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目5番5号

【電話番号】 03(3572)5111

【事務連絡者氏名】 財務部次長 佐藤 公俊

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番2号

【電話番号】 03(6218)5490

【事務連絡者氏名】 財務部次長 佐藤 公俊

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
(発行価額の総額) 146,041,200円
(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 146,148,900円
(注) 1 本募集は平成26年6月25日開催の当社定時株主総会決議及び、平成26年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年7月25日の時価を基礎として算出された見込額です。
3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 1,077個(新株予約権1個につき100株)(注) (注) 上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。 |
| 発行価額の総額 | 金146,041,200円 (注) 平成26年7月25日の時価を基礎として算出された見込額です。 |
| 発行価格 | <p>発行価格は、以下の算式及び(1)から(10)の基礎数値に基づき、Hull-White型の修正二項モデルにより算出した当社普通株式1株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とします。</p> <p>株価ツリーの生成</p> <p>オプションの発行日～満期日の間(T)を、N個の微細な期間($t = T/N$)に分割し、各々の時点i ($0 \leq i < N$)における株価を$S_{i,j}$としたとき、次の時点$i+1$で成立する2つの株価($S_{i+1,j}$, $S_{i+1,j+1}$)を次の式により求める。</p> $S_{i+1,j+1} = S_{i,j} \cdot u \qquad S_{i+1,j} = S_{i,j} \cdot d$ <p>ここで、u, dは上昇率・下落率で、ボラティリティを σ とすると、</p> $u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}} \qquad d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$ <p>で表される。</p> <p>オプション価値の算定</p> <p>で生成した株価ツリーをもとに、次の式により、$i = N$ 時点から遡り、$i = 0$ 時点の価値f_{00}を求める。</p> <p>$i = N$ の場合</p> $f_{N,j} = \max(S_{N,j} - K, 0)$ <p>$0 \leq i < N - 1$ の場合</p> <p>$i = t$ の場合(権利行使期間中)</p> <p>$S_{i,j} \geq KM$ の場合</p> $f_{i,j} = S_{i,j} - K$ <p>$S_{i,j} < KM$ の場合</p> $f_{i,j} = (1 - \lambda\Delta t)e^{-r\Delta t}[pf_{i+1,j+1} + (1-p)f_{i+1,j}] + \lambda\Delta t \max(S_{i,j} - K, 0)$ <p>$i = t < N - 1$ の場合(権利確定期間中)</p> $f_{i,j} = (1 - \lambda\Delta t)e^{-r\Delta t}[pf_{i+1,j+1} + (1-p)f_{i+1,j}]$ <p>ここで、p はリスク中立確率と呼ばれ、下記の式で表される。</p> $p = \frac{e^{(r-b)\Delta t} - d}{u - d}$ <p>オプション価値f_{00}を求めるのに必要となるパラメータは次のようになる。</p> <p>(1) オプションの発行日の株価：平成26年8月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合には、前日の終値)</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>(2) オプションの行使価格(K) : 1円</p> <p>(3) オプション期間(T) : 14.9年(5,451/365日)</p> <p>(4) 権利確定期間() : 2.9年(1,068/365日)</p> <p>(5) ボラティリティ() : オプションの発行日からオプション期間分遡った期間の各週における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率</p> <p>(6) リスクフリーレート(r) : 残存期間がオプション期間に対応する国債の利子率</p> <p>(7) 配当利回り(b) : 1株あたりの配当金(平成26年3月期の配当実績) ÷ オプションの発行日の株価</p> <p>(8) 離職率() : ストック・オプション会計基準および適用指針に基づき0とする</p> <p>(9) 行使倍率(M) : 権利行使価格が1円のため、株価が2円以上であれば行使されるとして設定</p> <p>(10) ステップ数(N) : 十分に収束する値</p> <p>(注) 平成26年8月28日に決定する予定です。</p> |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成26年8月27日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社資生堂 総務部 |
| 払込期日 | 平成26年8月28日 |
| 割当日 | 平成26年8月28日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 銀座支店 |

(注) 1 本新株予約権証券の発行については、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会決議及び平成26年7月31日開催の当社取締役会においてその発行の決議をしています。

2 申込みの方法

申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申し込みをすることにより行うものとします。

3 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社の社外取締役を除く取締役及び相談役(第114回定時株主総会の終結の時まで代表取締役会長であった者)に対して割り当てられるものです。

4 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりです。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少することがあります。

| 割当対象者 | 人数 | 新株予約権の発行数 |
|--|----|-----------|
| 当社の社外取締役を除く取締役および当社相談役(第114回定時株主総会の終結の時まで代表取締役会長であった者) | 6名 | 1,077個 |
| 合計 | 6名 | 1,077個 |

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら制限のない当社における標準となる株式です。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1 新株予約権の目的となる株式の総数は107,700株とします。 2 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。 ただし、付与株式数は(注)1の定めにより調整されるものとします。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金146,148,900円 (注) 平成26年7月25日の時価を基礎として算出された見込額です。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株あたりの発行価格は、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各新株予約権の発行価格を加えた額を、付与株式数で除した額とします。 2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とします。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成29年8月1日から平成41年7月31日まで |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社資生堂 財務部 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 銀座支店(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店) |
| 新株予約権の行使の条件 | 1 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではありません。 2 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができません。 3 募集新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り募集新株予約権を承継することができます。ただし、再承継はできません。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する募集新株予約権のすべてを無償で取得することができます。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）については、新株予約権者に対して、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定します。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定します。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。</p> <p>新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。</p> |

(注) 1 本新株予約権証券の発行については、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会及び平成26年7月31日開催の当社取締役会においてその発行の決議をしています。当社が、株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、提出するものとします。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額（以下、「払込金」といいます。）を、現金にて払込取扱場所の当社の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）に当社の指定する日時まで振込みするものとします。

- 3 新株予約権の行使の効力発生時期等
募集新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ上記2(2)に定める払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとしします。
- 4 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとしします。
- 5 本新株予約権の目的である株式は振替株式であり、当該振替株式について社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------------|--------------|-------------|
| 146,148,900(注)1、3 | 600,000(注)2 | 145,548,900 |

- (注) 1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、上記金額は平成26年7月25日の時価を基礎として算出された見込額です。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
- 3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取金概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社の取締役及び相談役に対して、ストックオプションとして新株予約権を付与するものであり、資金調達を主たる目的としていません。

なお、新株予約権の割当てに際し、当社はそれぞれの社外取締役を除く取締役及び相談役(第114回定時株主総会の終結の時まで代表取締役会長であった者)に対し、割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額(新株予約権1個当たりの払込金額に、割当てを受ける新株予約権の個数を乗じたもの)に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬支払債務と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第114期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月25日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年7月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年7月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月31日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年7月31日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、将来に関する事項には、リスクや不確定な要素等の要因が含まれており、実際の成果や業績等は、記載の見通しとは異なる可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社資生堂 本店
（東京都中央区銀座七丁目5番5号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。